

第一章 總則

第一條 本聯合は日本労働組合總聯合と稱す。

第二條 本聯合は本聯合の綱領貫徹を以て目的とす。

第三條 本聯合は本部を東京市に置く。

第二章 組織

第四條 本聯合は本聯合が加盟を承認したる各種労働組合を以て組織す。

第五條 同一地方に二個以上の加盟組合を有する時は地方聯合会を組織す

第六條 本聯合に加盟せる同一産業の労働組合は全国的産業別聯合会を組織することを得。

第三章 機関

第七條 本聯合に次の機關を置く

一 大會 二 中央委員会 三 中央執行委員会
大會は本聯合の最高決議機關にして各加盟組合代議員を以て構成

し二ヶ年に一回中央委員長之を召集す。

但し中央委員会必要と認めたる時は中央委員長臨時大會を召集することを得。

第九條 大会代議員選舉比率は中央執行委員会之を定む。

第十條 中央委員会本部役員及中央委員を以て構成し大會及び次期大會